

多子世帯リフォーム等支援事業

令和8年度出生者



市・県連携事業

人口減少対策への取組として、出産を機に複数のお子さんがあることになったご家庭のリフォームや引越しの費用を助成する事業を愛媛県と共同で実施しています。

対象者

以下の条件を全て満たす今治市民

- ・令和8年4月1日以降に生まれた児童（「支給対象児童」）の父または母
- ・申請日時点で、支給対象児童と18歳未満の児童あわせて2人以上と同居して養育している人
- ・申請日時点で、市税の滞納がない人
- ・一緒に住む世帯の全員が、生活保護を受けていない人
- ・世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等でない人
- ・申請日時点で、3か月以上継続して今治市に住民票をおいて住んでいる人

助成限度額

「支給対象児童」が	
第2子の場合	20万円
第3子以降の場合	30万円

申請期間

- ・支給対象児童の出生から1歳の誕生日の前日まで
- ※令和9年4月1日以降申請分は、市議会での議決を経て予算成立後、令和9年4月以降に受付する予定です。

留意事項

この助成金は所得税法上、原則、「一時所得」として扱われます。一時所得は、所得金額の計算上、特別控除額50万円を控除することとされており、他の一時所得とされる所得との合計額が年間50万円を超えない限り、確定申告をする必要はありません。
詳しくは今治税務署へお問い合わせください。

今治税務署 個人課税部門
住所：今治市常盤町4丁目5番地1
電話：0898-32-6100

助成の対象となる条件

対象期間

母子健康手帳交付日から支給対象児童の1歳の誕生日前日まで

リフォーム……市内に住所等をおく個人事業者、法人へ支払ったリフォーム費用

増改築工事	子ども部屋の増設・部屋の間取りの変更・間仕切り設置（1部屋→2部屋）
・間取りの変更 ・居住空間の拡張 ・収納スペースの拡張	壁に直付けする収納棚の新設・収納庫の増設
	トイレ、洗面所の 新設
ストックハウスの設置	自宅敷地内に屋外収納庫（ストックハウス）の設置
<u>対象外</u>	※車庫の工事、門・フェンス・植木等の外構の工事、エアコン・洗濯機・食器洗浄機等の家電を購入し設置する費用、クロス張替のみの簡易なリフォーム等は助成の対象になりません。 ※キッチン、浴室、台所の改修（リフォーム） ※破損個所の 修繕 や 交換 ※市販の収納棚を購入し取り付ける工事

引越し……市内の住宅への引越しの時に、**引越業者、宅配業者に支払った費用**

引越業者に頼んだもの	転居前の住居等から新住居への引越しにかかった費用
宅配業者に頼んだもの	転居前の住居等から新住居への配送にかかった費用

必要書類

申請書の他に下記の書類を添えて申請してください。

- (1)リフォームに係る契約書の写し（リフォーム費用の場合）
- (2)助成対象工事部分を写した、リフォーム前後のカラー写真（リフォーム費用の場合）
- (3)助成対象工事の内容が確認できる図面（軽易な工事である場合を除く。）
- (4)助成対象工事場所の所有者が確認できる書類の写し（リフォーム費用の場合）
- (5)助成対象経費に係る領収書の写し（経費の内容、領収日等の記載があるものに限る。）
- (6)支給対象児童の母子健康手帳の、表紙(交付番号、交付日がわかる部分)及び出生届出済証明欄があるページの写し
- (7)【郵送手続きの場合】申請者の本人確認書類の写し **※持参の場合は窓口で確認します。**
- (8)その他、市長が必要と認めるもの

申請書提出先

ネウボラ推進課または各支所住民サービス課



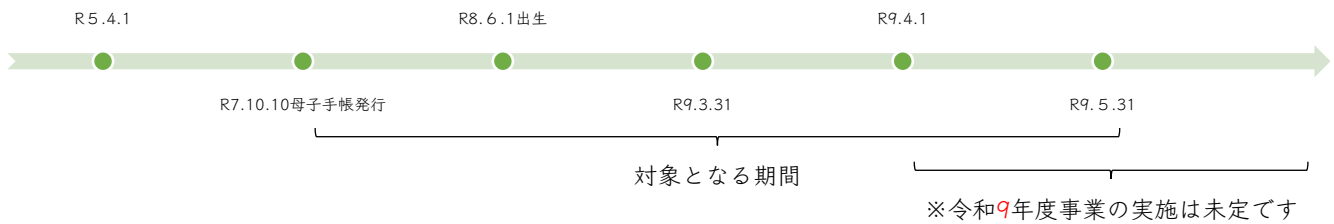
QA



Q申請までの流れを教えてください。

A助成の対象となるのは、対象となるお子さんの母子健康手帳が発行されてから1歳の誕生日前日までの間にしたりフォームや引越しかかった費用になります。

例えば、令和8年6月1日に子どもが生まれた場合（母子健康手帳発行日は令和7年10月10日）、令和7年10月10日から令和9年5月31日の間にリフォームや引越しの完了・支払を終えて市役所へ申請してください。（平日開庁時間内に限る）



Q郵送で申請できますか？

A可能です。郵送での受付の場合は申請者の方の本人確認書類（写）を追加で提出してください。ただ、確認事項や必要な添付書類等の漏れが発生しやすいため、不備がある場合には改めて来庁いただく場合がありますのでご了承ください。

Q双子を出産しました。第2子と第3子になりますが、あわせて50万円助成してもらえますか？

A1回の出産で対象になるのは、1人のみとなります。この場合は第3子のお子さんを対象とするので30万円が助成限度額になります。



Q家事の時間短縮のため食器洗浄機を購入してキッチンに設置したいと思います。これは対象になりますか？

A間取りの変更や居住空間や収納スペースの拡張等以外は対象となりません。家電の新設・修繕・交換も対象外です。キッチンの改修工事と同時に新たなものを設置した場合も対象とはなりません。

対象にならないもの（例）

食器洗浄機・衣類乾燥機・エアコン
※（すべて据え置き型・埋め込み型にかかわらず対象外）

これはどうかな？ と思ったら事前にネウボラ推進課へ相談してください。

Q 防犯のために防犯カメラを設置したいと思います。家の外に付けるものですが対象になりますか？

A 防犯カメラの設置は対象外です。

Q 節約のため自分でDIYをして収納棚を設置したいと思います。業者には頼んでいないけれど、使った材料費だけを申請することはできますか？

A 今回の助成は業者に依頼して行ったものが対象となります。業者に依頼せずDIYをした分については対象外です。

Q 持ち主の許可を得て賃貸住宅をリフォームした場合も対象になりますか？

A 申請者が現在住んでいる住宅、または、これから住むことになる住宅であれば対象になります。追加でリフォーム許可証明書を提出してください。ただし、リフォームだけして住まなかった場合は、申請の条件を満たさなくなってしまうので、助成金を受取っていたら後日返金していただきます。申請した年度の年度末までに住民票を異動させてください。

Q 同居する親名義の家をリフォームした場合は対象になりますか？

A 申請者が現在住んでいる住宅、または、これから住むことになる住宅であれば対象になります。追加でリフォーム許可証明書を提出してください。ただし、リフォーム等の契約は夫婦どちらかの名義で行い支払いまで終えてください。リフォームだけして住まなかった場合は、申請の条件を満たさなくなってしまうので、助成金を受取っていたら後日返金していただきます。申請した年度の年度末までに住民票を異動させてください。

Q 荷物が多くなかったので、引越しの荷物はレンタカーを借りて友人に手伝ってもらって運びました。レンタカーのレンタル料を申請することはできますか？

A 引越しについては、引越し業者または宅配業者に依頼して荷物を運んだ引越しが対象となります。自分や知人が運んだ引越しは対象になりません。



多子世帯リフォーム等支援事業

※令和9年度分の受付については、市議会で予算の議決を経た後に事業を開始します。予算が成立しない場合、受付できない可能性がありますのでご了承ください。

問合せ先

今治市役所ネウボラ推進課

電話 0898-36-1553

mail neuvola@imabari-city.jp

